

# 越知町公衆無線 LAN 利用規約

本規約は、越知町及び本サービスの利用者に適用するものとし、本サービスの利用者は、本規約に同意したとみなす。

## (目的)

第1条 この規約は、住民および施設利用者の利便性の向上を図るために越知町が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (利用時間)

第2条 無線 LAN の提供場所、利用日及び利用時間等は別表に定める。

- 2 上記にかかわらず、災害発生時やイベントなど町長が特に必要があると認めた場合は、これを利用することができる。

## (無線 LAN 使用のための準備等)

第3条 無線 LAN の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、利用に当たり次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) 無線 LAN 機能を搭載し、Web ブラウザが利用できるパーソナルコンピューター、スマートフォン・タブレット等の携帯電話
  - (2) 認証メールを受け取るための自己の利用可能なメール環境(Web メールは除く。)「freespot.com」ドメインのメールを受信できるよう設定しておくこと。
  - (3) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
- 2 無線 LAN の利用料金は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 3 無線 LAN 設備の SSID は『Ochi\_FreeWiFi』とする。
  - 4 WEP キーについては、これを定めない。

## (利用の手続)

第4条 利用希望者は、この規約に同意の上、前条に従い無線 LAN に接続後、表示される Web ブラウザに必要な事項を入力し、利用申込みを行うものとする。

(利用者の資格)

第5条 利用者は個人とし、法人による組織的な利用は認めない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(利用者資格の停止・取消)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止若しくは取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の内容で利用申込みを行ったことが判明した場合
- (2) 前条及び次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本規約に違反した場合
- (4) その他利用者として不適切と町長が判断した場合

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者、他の利用者若しくは当町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (4) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) パスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用し若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用及び著しく大量なデータ通信
- (11) 利用者に通常許されていない他ネットワーク、他機器への侵入、若しくはそれらを攻撃する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は町長が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって当町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の利用を中止できるものとする。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、町長が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合に無線 LAN の利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、町長は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第9条 無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報の内容等については、町長は一切保証しないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、町長は一切責任を負わないものとする。
- 3 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、町長は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町長は一切の責任を負わないものとする。
- 5 町長は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集及び閲覧、MAC アドレスの管理を行う場合があり、これにより特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第10条 町長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則 この規約は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設名	利用可能日	利用時間	提供場所
越知町役場	開庁日と同じ	7時から18時	1階、2階、3階の一部
越知町民会館	休館日を除く日	7時から22時	1階、2階の一部
越知町保健福祉センター	開庁日と同じ	7時から18時	1階、2階の一部

※電波の具合により、上記利用場所であっても繋がりにくい時や、利用できない場合があります。